

新潟公民館月報

昭和32年7月20日(毎月1回20日発行)

発行所 新潟県公民館連絡協議会
(新潟市寄居町・越佐自治会館内)

発行人 丸山直一郎
(定価一部五円)

七月号 (54号)



北村知事も来会した

第一回幹事会

主として性格論議に終る

七月一日、午前十時半より、長岡市長岡公民館で開催された第一回幹事会は、

藤田農業教育講師も出席し、会長以下全役員が参加して真しだ。

渡辺農中越出張所長も出席し、会長以下全役員が参加して真しだ。

県公民館大会の持ち方

次回は九月の予定

公民館法案要綱を審議

第一回幹事会は、七月十二日

午前十時より、第一回と同じ場所で開催されたが、丸山会長

が議長になり、再び幹事会の性格

が議長になり、再び幹事会の性格

が議長になり、再び幹事会の性格

が議長になり、再び幹事会の性格

が議長になり、再び幹事会の性格

が議長になり、再び幹事会の性格

から議事をすめた。理事側から申しても、調査研究もしても

なったもので、現場の生の声を県

公運に反映させたいからだ。

したがって、説明されたことに對

したことなるべく、婦人子供などについて、皆公民館にお願

いしなければならない。

それで、補助金のことだが、私が忘れているんだからどうせそんな額だろ

う。しかし皆さん

が議長になり、再び幹事会の性格

は、九月に予定されている。

いままでの大会

は、九月に予定されている。

いままでの大会

は、九月に予定されている。

いままでの大会

は、九月に予定されている。

いままでの大会

は、九月に予定されている。

公民館法案要綱(試案)発表さる

文部省とは別個のもの

7月6日の全公連評議員会において、本年度の運動方針が協議され、専ら公民館単行法の制定にまい進することを申合せた。その第一歩として、会長試案が提示され、関係者の意見をまとめ、特別委員会に委託。来るべき国会に間に合うよう努力することとなつた。ここに会長試案を掲載し、関係各位のキヤンなき批判と意見をお待ちすることとした。なお県公連にては6月12日長岡公民館にて幹事会を開き意見の交換を行つたが、理事会では7月29日県立図書館において、一応の態度を決定することとなっている。なお本案は試案であり、今後相当の曲折が予想される。各位の率直な意見を寄せられたい。

(県公連事務局)

◎ 公民館法概要

一、市町村一定地区における総合的な社会教育機関としての公民館

の性格を明らかにする。

二、公民館設置の基準がなされ、これを市町村の義務設置とする。

三、国及び地方公共団体の公民館に対する行政責任を明確にする。

四、公民館の設置規則、施設、設備、職員について最低基準を設けるとともに、その基準に達するまで、これに対し国が助成することを明かにする。

五、最低基準に達した公民館に対しては、その職員の最低の標準的規範を維持するに要する経費について、国及び地方公共団体はこれを助成する。

六、公民館職員を必置のものとし、その職務内容、資格を定め、職員制度を明確にする。

【註】公民館単行法として実現を目指すが、不可能な場合には社会教育法改正により、右の内容を最大限に実現するよう努力する。

◎ 公民館法要項

① 総 則

(1) (定義)
この法律は、社会教育法の精神に基き、公民館の設置及び管理、運営に関する必要な事項を定め、その健全な発達を図り、国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(2) (この法律の目的)
この法律は、社会教育法の精神に基き、公民館の設置及び管理、運営に関する必要な事項を定め、その健全な発達を図り、国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(3) (この法律の適用)
この法律は、地域社会の文化の向上を図る目的をもつて社会教育の利便に供するための施設、備品を整備し、教育、学術、文化に関する事業を実施する社会教育機関である。

2 前項の公民館のうち、市町村の設置する公民館を公立公民館といい、民法第三十四条の規定による法人の設置する公民館を私立公民館といふ。

3 (設置義務)
1 公民館を市町村の義務設置とする。

2 部門の場合は除く外、公民館設置の目的をもつて、民法第三

(4) (事業)
公民館は第一条の目的を達成するため、おおむね左の事業を行つたことの法律及び他の法令で禁じられたものほどの限りでない。

但し、分離においては、専任者は必ずしも必要である。

1 施設、備品を利用して討論会、講習会、映写会、舞踏会、発表会、体育レクリエーション等の集会を開催するといふこと、展示、放送、美術、研究、相談等の教育事業等を実施すこと。

2 青年学級、その他学級講座を開設すること。

3 施設、備品を集合その他他の教育的及び公共的利用に供すること。

4 視聴覚教育用具、図書、記録、模型、資料その他の教育的設備を整えて、その利用をはかること。

5 分館の設置又は館外奉仕等により、事業の普及促進をはかること。

6 公民館相互および図書館、博物館との連携をはかること。

7 各種の団体機関等の連絡をはかること。

8 行為の禁止

(1) もつさない営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名前を利用するさせ、その他営利事業を援助すること。

(2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選舉に関し、特定の候補者を支持すること。

(3) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派もしくは教団を支援してはならない。

1 (設置)
1 公民館設置管理に関する事項は市町村の条例で定める。

2 右の場合、市町村は都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

3 前項の報告に必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

1 (職員)
1 公民館の職員は、公私を問わず、当該市町村の教育委員会が任命する。

2 (職員の任免)
1 公立公民館の職員は、教育委員会の推薦による、当該市町村の教育委員会が任命する。

3 (職員の研修)
1 公民館の職員は研修の機会が与えられなければならない。

4 (運営審議会)
1 公民館運営審議会は館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施について、調査審議するものとする。

2 公立公民館の運営審議会委員はつきの各員に擇ける者のうちから、市町村の教育委員会が委嘱する。

1 当該市町村の区域内に事務所を有する教育、学術、文化、

産業、労働、社会事業等に関する団体、又は機関で、第一条规定の区域で定める。

2 当該市町村の区域内に事務所を有する教育、学術、文化、

産業、労働、社会事業等に関する団体、又は機関で、第一条规定の区域で定める。

3 学識経験者。

1 公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 法人の設置する公民館であつては公民館運営審議会の設置

主事補は主事の職務を助ける。

書記は公民館の庶務に従事する。

主事補は公民館の職員は、専任の外に兼任を置くことが必要である。

但し、分離においては、専任者は必ずしも必要である。

職員の標準的な設置基準は、政令で定める。

1 大学卒業後、所定の単位を修得した者に館長、主事の資格を授与する。

2 高校卒業後、所定の単位を修得した者に館長、主事の資格を授与する。

3 主事補は、所定の単位を修得するに必要な時間で館長、主事の資格を得ることができる。

4 短期看護として五ヵ年間、現にその職に相当する職にある者は、その聽取においてあることである。

5 短期の場合は、現にその職にある者は、研修の機会を与えることができる。

6 は、その聽取においてあることである。

7 職員の標準的な設置基準は、政令で定める。

8 著職員は手当を支給することができる。



嫁の会と姑

昨日お隣りの奥さんが、明日は嫁邊婦人の講演会がありますか

一緒にまいりましょう、と回覧板を置いて行かれた時、お母さんも便りにて知っていた筈です。

そこで今日お隣の食事の後に挂けをして一時から役場へお話を聞

きに行って良いでしょうか?尋ねた私の姉の返事は「私は関係ありません」と一言何という返

事だつて、悲しくなつてしまつ

農園期の半日を休むのににも

そんなに言わなくていいと、とも

かく身支度をしていてお隣の奥

さんのが説いていたのでお母さん

が私に説いていたのですね

と話の態度で気がねして気を使つ

てくれたが、いえこんな説いな

あなたは

どう答えますか

農園期がやつて来ました。農繁期はとくに体を疲れさせ、心をとげとげしいものにするものです。

嫁は田んぼから急ぎ足で帰

り、裏から菜をじておひた

しを作つたが、台所が暗がつた

ので、つい蝶油を沢山かけてしまつた。案のじよう、食事のと姉さんから「こんな舞戯

のよけいの舞戯は手早く別の茶

葉をうつして「この次に使

います」と、ハッキリい。

この時あなたが嫁さんだった

から、あなたはどの三つの中

の「この位のじよ」だとお

(みずさわ公民館主)

材木の上で

先日ある部落からの帰り道、夜の九時半じていたたぬか、家並の遠いいたたぬか、切り出さればかりの材木の山があつた。

ふと氣がつくと、やの上り、三人の娘さんが何やらひそひそ話しているではないか。こんなところだと不思ひながらもそれを聞き過すほど、今度は用水路にかかる土橋の上で、若い衆が二、三人、やはりひそひそ話をしているではないか。

こんなところで農村青少年の夜話をしているではないか。こんなところとの「語りと自觉」を持たせたらよいのか……。

越路町 茶目坊



る。特に最近の青少年は、「人生いかに生べべきか」についての考案が足りないよくな感がしてならない。私は公民館人はこれで青少年をいかにして次代を育む青少年としての「語りと自觉」を持たせたらよいのか……。

諸先生の仰問の御意見を乞ふ。三人、やはりひそひそ話をしているではないか。

こんなところで農村青少年の夜話をしているではないか。こんなところとの「語りと自觉」を持たせたらよいのか……。

こんなところとの「語りと自觉」を持たせたらよいのか……。

こんなところとの「語りと自觉」を持たせたらよいのか……。

こんなところとの「語りと自觉」を持たせたらよいのか……。

こんなところとの「語りと自觉」を持たせたらよいのか……。

こんなところとの「語りと自觉」を持たせたらよいのか……。

こんなところとの「語りと自觉」を持たせたらよいのか……。

こんなところとの「語りと自觉」を持たせたらよいのか……。

こんなところとの「語りと自觉」を持たせたらよいのか……。

こんなところとの「語りと自觉」を持たせたらよいのか……。

「音の科学」 東京大教授 堀田 琴次 楽の流行について説明する。

「音の本質は、体何であるか、音の種類はどうして生ずるかな」と考へて、音と生活、音と感情などつながりを考へる。

「音波の効用」 東京大教授 宮田 純一 その「一般的な問題を解説」。

「読み聞かせ」 日本国書出版局 有川 岩 本を読む場合、大切なことは

「本の読み方」 日本国書出版局 有川 岩 「本の読み方」

「音楽の基礎」 東京大教授 長谷川 順一 本を読む場合、大切なことは

「音楽の基礎」 東京大教授 長谷川 順一 「本の読み方」

「社会思想の変遷」が、このような有意味な集会に出でて行く者のために協力です。

「音と生活」(シリーズ) 金井村吉井公民館だよりより とだらう。ときどき皆さんばかり頂かねば、私は精神的にまつての集会を開いて頭の切替えをしてしまいます。

「音と生活」(シリーズ) 金井村吉井公民館だよりより これがお手本で、今回が三回

「音と生活」(シリーズ) 金井村吉井公民館だよりより に別けて紹介します。

テープライアリーリード

東京大教授 堀田 琴次 楽の流行について説明する。

「音の本質は、体何であるか、音の種類はどうして生ずるかな」と考へて、音と生活、音と感情などつながりを考へる。

「音波の効用」 東京大教授 宮田 純一 その「一般的な問題を解説」。

「読み聞かせ」 日本国書出版局 有川 岩 本を読む場合、大切なことは

「本の読み方」 日本国書出版局 有川 岩 「本の読み方」

「音楽の基礎」 東京大教授 長谷川 順一 「本の読み方」